

No	国の 予算 年度	枠	地方 単 独 事 業	エネルギー・食 料品価格等の影 響を受けた生活 者等に対して 事業の効果が 直接及び	臨時の措置で あることが分か る事業名称とし て	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経 費に臨時 交付金を 充当して いない	推奨事業メニュー	⑨を選択した 場合、より効 果があると考 える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正 予算分 (交付限度額 ①) (推奨事業メ ニュー分)	B2 国のR5補正 予算分 (交付限度額 ②) (低所得世帯 支援枠分) 給付費	B3 国のR5補 正予算分 (交付限度 額③) (低所得世 帯支援枠 分) 事務費	国のR5予 備費 (交付限度 額④) (給付金・定 額減税一体 支援枠分) 給付費	国のR5予 備費 (交付限度 額⑤) (給付金・定 額減税一体 支援枠分) 事務費	B4 国のR5予 備費 (交付 限度額⑥) (給付 支援サ ービス 分)	C その他 (一般財 源や補助 対象外経 費等)	事業の概要①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事 業者等 支援	個人を 対象と した給 付金等	基金	事業 始期	事業 終期	成果目標(可能な限り定 量的指標を設定)	実施状況の公 表等について (HP、広報紙 など)	備考1 (重点支援地 方交付金の追 加を踏まえた 各自治体の通 知の発出状況に 定着されている 対象分野)	備考2 (事業の終期が令和6年3月を超えるこ とが見込まれる場合、その事情)	自治体で の予算区 分	
合計												5,879,855	5,856,544	1,173,144	3,503,150	125,113	937,500	117,637	0	23,311											
1	R5 補正	推奨事業・ 低所得	○	○	○	松戸市価格高騰重点支援給 付金(経済対策分)【物価高 騰対策給付金】	I. 物価高から国民生活を守 る	○	-		3,693,073	3,693,073	64,810	3,503,150	125,113	0	0	0	0	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 50045世帯×70千円 事務費 189923千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (50045世帯)	-	○	-	R6.2	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年2 月までに支給を開始する	ホームページ、広 報誌	対象分野に関連 しない	①「計画に関する諸条件」キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整の ために不測の日数を要し、計画を再検討した 結果、交付対象事業の完了が令和6年7月下 旬となるため	R5補正 (地)	
2	R5 予備	一体支援	○	○	○	松戸市生活・暮らし価格高騰 重点支援給付金(経済対策 分)【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民生活を守 る	○	-		691,180	691,180	0	0	0	600,000	91,180	0	0	①物価高が続く中で低所得世帯等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯等への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 6000世帯×100千円 = 600000 千円(うち財源振替分168世帯) 事務費 91180千円 事務費のうち、消耗品費、通信費(電話番号料)、委託料は世帯数で按分(家計急変世帯104世 帯、住民税均等割のみ課税世帯192世帯(財源振替以外)、住民税均等割のみ課税世帯 5,168世帯(財源振替分)、住民税均等割課税かつ基準日時点で生活保護世帯187世帯) 通信費(郵便料)は、世帯数で按分(住民税均等割のみ課税世帯192世帯(財源振替以外)、住 民税均等割のみ課税世帯5,168世帯(財源振替分))し、当該交付金での執行対象世帯分の財源振替を行っている。 ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯(6000世帯)	-	○	-	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年3 月までに支給を開始する	ホームページ、広 報誌	対象分野に関連 しない	①「計画に関する諸条件」キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整の ために不測の日数を要し、計画を再検討した結 果、交付対象事業の完了が令和7年3月下 旬となるため	R5補正 (地)	
3	R5 予備	一体支援	○	○	○	松戸市価格高騰重点支援給 付金(経済対策分) 松戸市生活・暮らし価格高騰 重点支援給付金(経済対策 分)【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民生活を守 る	○	-		349,657	349,657	0	0	0	337,500	12,157	0	0	①物価高が続く中で特に深刻な影響を与えている低所得等の子育て世帯への追加支援を行う ことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得等の子育て世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯の世帯員である18歳以下の児童 6000人× 50千円=300000千円 住民税均等割のみ課税世帯の世帯員である18歳以下の児童 750人×50千円=37500千 円 事務費 12157千円 事務費の内容 【役務費(郵送料等) 業務委託料として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯のうち世帯員に18歳以下の児童がいる世帯(4000世帯) R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯のうち世帯員に18歳以下の児童がいる世帯(500 世帯)	-	○	-	R6.2	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年2 月までに支給を開始する	ホームページ、広 報誌	対象分野に関連 しない	①「計画に関する諸条件」キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整の ために不測の日数を要し、計画を再検討した結 果、交付対象事業の完了が令和7年3月下旬 となるため	R5補正 (地)	
4	R5 予備	一体支援	○	○	○	定額減税補足給付金事業 【物価高騰対策給付金】	I. 物価高から国民生活を守 る	○	-		14,300	14,300	0	0	0		14,300	0	0	①物価高が続く中で、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に対 して、支援を行う。(以下、調整給付) ②調整給付に係る事務費 ③システム導入経費 14,300千円 ④定額減税の恩恵を受けられない方(61,000人)	-	○	-	R6.3	R6.4以降	対象者に対して、迅速に支給 を開始できるよう、早期にシ ステム構築を行う	ホームページ、広 報誌	対象分野に関連 しない	①「計画に関する諸条件」キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整の ために不測の日数を要し、計画を再検討した結 果、交付対象事業の完了が令和7年3月下旬 となるため	R5補正 (地)	
5	R5 補正	推奨事業	○	○	○	松戸市生活・暮らし価格高騰 重点支援給付金	I. 物価高から国民生活を守 る	○	-		23,750	23,750	23,750	0	0			0	0	①物価高が続く中で低所得世帯等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②基準日時点(令和5年12月1日)での生活保護世帯への給付金及び事務費、また当該世帯員 である18歳以下の児童への加算給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯になっている生活保護受給世帯 300世帯× 70千円=21000千円 児童40人×50千円=2000千円 事務費 300世帯×2.5千円=750千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料として支出] ④基準日時点(令和5年12月1日)での生活保護世帯(300世帯)	-	○	-	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2 月までに支給を開始する	ホームページ、広 報誌、広報紙	対象分野に関連 しない		R5補正 (地)	
6	R5 補正	推奨事業	○	○	○	障害者施設等利用助成事業 障害者施設利用助成関係業 務	I. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		85,921	85,921	85,921					0	0	①原油価格や物価高騰による影響を受ける障害福祉施設に燃料費・光熱費の支援を行うこと により、その負担を軽減させるため。 ②障害福祉施設における燃料費・光熱費 ③合計 85,921千円 ・補助金 200千円×対象事業所429事業所=85,800千円(1事業所上限200千円) ・郵便料等事務費 121千円 ④障害福祉施設	-	-	-	R5.12	R6.4以降	対象となる障害福祉施設へ の補助を実施する (対象事業所…429事業所)	HP等	障害福祉サー ビス事業所・施設 等	①「計画に関する諸条件」キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整の ために不測の日数を要し、計画を再検討した結 果、交付対象事業の完了が令和7年3月下旬 となるため	R5補正 (地)	
7	R5 補正	推奨事業	○	○	○	大)介護保険サービス事業者 等支援事業	I. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		190,172	190,172	190,172					0	0	①原油価格や物価高騰による影響を受ける介護施設に燃料費・光熱費の支援を行うことによ り、その負担を軽減させるため。 ②介護施設における燃料費・光熱費 ③合計 190,172千円 ・補助金 200千円×対象事業所845事業所=169,000千円 (1事業所上限200千円) ・補助金 150千円×対象事業所140事業所=21,000千円 (「居宅介護支援事業所(追加分)」) ・郵便料等事務費 172千円 ④介護施設等	-	-	-	R5.8	R6.4以降	本事業を希望する全対象事 業者への補助を実施する (対象事業所…985事業所)	市ホームページ 等	介護サービス事 業所・施設等	①「計画に関する諸条件」キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整の ために不測の日数を要し、計画を再検討した結 果、交付対象事業の完了が令和7年3月下旬 となるため	R5補正 (地)	
8	R5 補正	推奨事業	○	○	○	子どもの受験応援事業	I. 物価高から国民生活を守 る	○	⑨推奨事業メニュー例 よりも更に効果がある と判断する地方単独事 業	物価高騰に直面し、経済的課題を抱える家庭の子どもに対し、進学段階での貧困の連鎖を 断ち切るため、受験料や模試代を補助する。 ②大学等受験料・大学等を受験する年度に受ける模試代・中学3年生が進学のための受験に向 けて受験した模試代 ③合計 19,218千円 扶助費・受験料 高校3年生 53千円×270人=14,310千円 模試代 高校3年生 8千円×270人= 2,160千円 中学3年生 6千円×443人= 2,658千円 印刷製本費 22千円、郵便料 68千円 ④高校受験予定の中学3年生及び大学等受験予定の20歳未満の者の中で、低所得世帯(児童 扶養手当受給世帯又は同等の所得水準にある世帯、生活保護世帯及び必要保護世帯、非課税 世帯)の児童等	-	○	-	R6.1	R6.3	低所得家庭の経済的負担の 軽減を図る。	HP、広報まつ ど、市公式 LINE、学校での 周知等	対象分野に関連 しない		R5補正 (地)											
9	R5 補正	推奨事業	○	○	○	私立幼稚園原油価格物価高 騰対策支援補助金	I. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		2,400	2,400	2,400					0	0	①原油価格や物価高騰による影響を受ける幼稚園設置者に燃料費・光熱費の支援を行うこと により、その負担を軽減させるため。 ②幼稚園における燃料費・光熱費 ③1園あたり75千円×32園=2,400千円 ④市内施設に給付を受けない幼稚園	-	-	-	R6.1	R6.3	全対象施設に補助金交付す る。	HP等	保育所・幼稚園・ 認定こども園等		R5補正 (地)	
10	R5 補正	推奨事業	○	○	○	私立幼稚園等給食費等支援 金(臨時分)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		57,480	57,480	57,480					0	0	①物価高騰対策として、幼稚園等に通う子どもの保護者負担軽減のため、給食費等支援金を 支給する。 ②給食費相当額として、R6年1月～3月分の第1子月額5,000円(全額相当・新規)、第2子月 額2,500円(半額相当・追加)の給食費等支援金。 ③合計 57,480千円 第1子分新規 5,000円×2,744人×3か月=41,160千円 第2子分追加 2,500円×2,700人×3か月=15,750千円 印刷製本費 100千円、通信費 470千円 ④幼稚園等利用世帯	-	○	-	R6.1	R6.3	周知徹底により、対象世帯の 8割に支給する。	HP、広報紙、 LINE、案内、チ ラン等	給食		R5補正 (地)	
11	R5 補正	推奨事業	○	○	○	幼児教育施設原油価格物価 高騰対策支援補助金	I. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		75	75	75					0	0	①原油価格や物価高騰による影響を受ける幼児教育施設設置者に燃料費・光熱費の支援を行 うことにより、その負担を軽減させるため。 ②幼児教育施設における燃料費・光熱費 ③1園あたり75千円×1園=75千円 ④市内幼児教育施設	-	-	-	R6.1	R6.3	全対象施設に補助金交付す る。	HP等	保育所・幼稚園・ 認定こども園等		R5補正 (地)	
12	R5 補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営事業 民間保育所運営支援業務 (市内保育所利用世帯分) (給食費無償化1・1・3月)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		52,355	52,355	52,355					0	0	①物価高騰対策として、保育所に通うの保護者負担軽減のため、給食費等支援金を支給する。 ②給食費相当額として、R6年1月～3月分の第2子半額(月額5,000～7,500円相当の半 額)(無償化範囲の追加)及び第1子全額(月額5,000～7,500円相当)(新規)を支給。 ③委託料 52,355千円 ④市内保育所利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的と して、市が左記金額を負担す る(対象見込児童数…8,937 人)	HP、広報紙、通 知等	保育所・幼稚園・ 認定こども園等		R5補正 (地)	

No	国の 予算 年度	枠	地方 単 独 事業	エネルギー・食 料品価格等の影 響を受けた生活 者等に対して 事業の効果 が直接及び	臨時の措置で あることが分 かる事業名称 としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経 費に臨時 交付金を 充当して いない	推奨事業メニュー	⑨を選択した 場合、より効 果があると考 える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正 予算分 (交付限度額 ①) (推奨事業メ ニュー分)	B2 国のR5補正 予算分 (交付限度額 ②) (低所得世帯 支援枠分) 給付費	B3 国のR5補 正予算分 (交付限度 額③) (低所得世 帯支援枠分) 事務費	B3 国のR5予 備費 (交付限度 額④) (給付金・定 額減税一体 支援枠分) 給付費	B3 国のR5予 備費 (交付限度 額⑤) (給付金・定 額減税一体 支援枠分) 事務費	B4 国の R5予 備費 (交付 限度額 ⑥) (給付支 援サービ ス分)	C その他 (一般財 源や補助 対象外経 費等)	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事 業者等 支援	個人を 対象と した給 付金等	基金	事業 始期	事業 終期	成果目標(可能な限り定 量的指標を設定)	実施状況の公 表等について (HP、広報紙 など)	備考1 (重点支援地 方交付金の追 加を踏まえた 各自治体の通 知の発出状況に 定義されている 対象分野)	備考2 (事業の終期が令和6年3月を超えるこ とが見込まれる場合、その事情)	自治体で の予算区 分	
13	R5 補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営事業 民間保育所運営支援業務(エ ネルギー価格高騰支援)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、 学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		3,825	3,825	3,825								①原油価格や物価高騰による影響を受ける保育園に光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させるため。 ②保育園における光熱費 ③1園あたり75千円×51園＝3,825千円 ④市内保育園	-	-	-	R6.1	R6.3	保育園施設への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象見込施設数…51園)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
14	R5 補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営事業 民間保育所運営支援業務 (市外認定こども園利用世帯 分) (給食費無償化:1-3月)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴 う子育て世帯支援		143	143	143								①物価高騰対策として、保育所に通うの保護者負担軽減のため、給食費等支援金を支給する。 ②給食費相当額として、R6年1月～3月分の第2子半額(月額6,200円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1子全額(月額6,200円相当)(新規)を支援。 ③扶助費 143千円 ④市外認定こども園利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象見込児童数…15人)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
15	R5 補正	推奨事業	○	○	○	認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務 (給食費無償化:1-3月)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴 う子育て世帯支援		7,677	7,677	7,677								①物価高騰対策として、認定こども園に通うの保護者負担軽減のため、給食費等支援金を支給する。 ②給食費相当額として、R6年1月～3月分の第2子半額(月額5,000円～7,500円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1子全額(月額5,000円～7,500円相当)(新規)を支援。 ③扶助費 7,677千円 ④市内認定こども園利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象見込児童数…1,374人)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
16	R5 補正	推奨事業	○	○	○	認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務 (エネルギー価格高騰支援)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、 学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		825	825	825								①原油価格や物価高騰による影響を受ける認定こども園に光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させるため。 ②認定こども園における光熱費 ③1園あたり75千円×11園＝825千円 ④市内認定こども園	-	-	-	R6.1	R6.3	保育園施設への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象見込施設数…11園)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
17	R5 補正	推奨事業	○	○	○	地域型保育運営事業 地域型保育運営支援業務(エ ネルギー価格高騰支援)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、 学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		8,850	8,850	8,850								①原油価格や物価高騰による影響を受ける市内小規模保育事業所に光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させるため。 ②小規模保育事業所における光熱費 ③1園あたり75千円×118園＝8,850千円 ④市内小規模保育事業所	-	-	-	R6.1	R6.3	保育園施設への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象見込施設数…118園)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
18	R5 補正	推奨事業	○	○	○	幼稚園運営事業 幼稚園運営支援業務(エネルギー 価格高騰支援)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、 学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		300	300	300								①原油価格や物価高騰による影響を受ける市内施設型給付幼稚園に光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させるため。 ②施設型給付幼稚園における光熱費 ③1園あたり75千円×4園＝300千円 ④市内施設型給付幼稚園	-	-	-	R6.1	R6.3	保育園施設への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象見込施設数…4園)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
19	R5 補正	推奨事業	○	○	○	こども発達センター利用者 給食費負担金収入の減免	1. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴 う子育て世帯支援		417	417	417								①物価高騰対策としてこども発達センターの利用者給食費負担額を減免し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②こども発達センター利用者給食費負担金 第1子無償化(新規)(R6年1月～3月) ③合計 417千円 通園児童の給食費 全面無償化 合計635千円 ・福祉型 2,990円×68人×3か月＝610千円 ・医療型 920円×9人×3か月＝25千円 通園児童の給食費 第2子半額・第3子無償化対象児童分 合計218千円 ・福祉型 第2子 2,990円×25人×1/2×3か月＝113千円 第3子 2,990円×11人×3か月＝99千円 ・医療型 第2子 920円×0人×3か月＝0円 第3子 920円×2人×3か月＝6千円 全面無償化 635千円-第2子半額-第3子無償 218千円＝第1子無償 417千円 ④こども発達センター利用者	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童数…39人)	HP、保護者説明会等	給食		R5補正 (地)
20	R5 補正	推奨事業	○	○	○	放課後児童健全育成業務	1. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、 学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		2,950	2,950	2,950								①食料品価格高騰支援として、放課後児童クラブ運営事業者に対して、おやつ代等の高騰分を委託料に増額する。 ②放課後児童クラブ運営委託料 ③合計 2,950千円 ④ 児童数5,350人×増額分175円×事務管理費1.05×3か月(R6年1月～3月)＝2,950千円 ④放課後児童クラブ運営事業者	-	-	-	R6.1	R6.3	おやつや消耗品費等の児童給食費について、児童数に応じ、委託料の増額を行い、全45放課後児童クラブを運営する14事業者の支援を実施する。	HP等	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
21	R5 補正	推奨事業	○	○	○	市立保育所関係事業 保育業務 保育所利用者給食費負担金 収入の減免	1. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴 う子育て世帯支援		10,740	10,740	10,740								①物価高騰対策として保育所の利用者給食費負担額を減免し、子育て世帯の負担を軽減する。(R6年1月～3月) ②保育所利用者給食費負担金 第2子半額(無償化追加)および第1子無償化(新規)(R6年1月～3月) ③合計 10,740千円 第1子無償化 ・5,000円×518人×3か月＝7,770千円 第2子半額 ・5,000円×1/2×396人×3か月＝2,970千円 ④公立保育所利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	成果目標については100%達成を設定する(利用者給食費負担金収入計10,740千円全額減免)。	当市HP、広報紙で周知予定	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
22	R5 補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営委託事業 市外保育所 (給食費無償化:1-3月)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴 う子育て世帯支援		781	781	781								①物価高騰対策として、市外保育園に通うの保護者負担軽減のため、給食費等支援金を支給する。 ②給食費相当額として、R6年1月～3月分の第2子半額(月額6,000円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1子全額(月額6,000円相当)(新規)を支援。 ③委託料 781千円 ④市外保育園利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象見込児童数…189人)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
23	R5 補正	推奨事業	○	○	○	待機児童解消緊急特例事業 待機児童解消緊急特例施設 支援業務(エネルギー価格高 騰支援)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	⑤医療・介護・保育施設、 学校施設、公衆浴 場等に対する物価高騰 対策支援		375	375	375								①原油価格や物価高騰による影響を受ける市内認可外保育施設に光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させるため。 ②認可外保育施設における光熱費 ③1園あたり75千円×5施設＝375千円 ④市内認可外保育施設	-	-	-	R6.1	R6.3	保育園施設への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象見込施設数…5園)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
24	R5 補正	推奨事業	○	○	○	認可外保育施設等へ通う児 童の給食費支援 待機児童解消緊急特例事業 待機児童解消緊急特例負担 軽減業務(給食費無償化)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴 う子育て世帯支援		1,050	1,050	1,050								①物価高騰対策として、市内認可外保育施設に通うの保護者負担軽減のため、給食費等支援金を支給する。 ②給食費相当額として、R6年1月～3月分の第2子半額(月額5,000円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1子全額(月額5,000円相当)(新規)を支援。 ③扶助費 1,050千円 第1子 5,000円×50人×3か月＝750千円 第2子 2,500円×40人×3か月＝300千円 ④市外保育園利用世帯	-	○	-	R6.1	R6.3	成果目標については100%達成を設定する(対象児童数…第1子50人、第2子40人、計1,050,000円を支給する)	当市HP、広報紙で周知予定	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正 (地)
25	R5 補正	推奨事業	○	○	○	松戸市公共交通事業者エネ ルギー価格高騰対策緊急支 援金	1. 物価高から国民生活を守 る	○	⑥地域公共交通・物流 や地域観光業等に対す る支援		30,420	30,420	30,420								①エネルギー価格高騰対策として、市内公共交通事業者に対し経費の一部を補助することで、公共交通の安定的な運行を維持するため。 ②車両の燃料費及び動力費 ③バス: 159台×80千円＝12,720千円 タクシー: 420台×40千円＝16,800千円 鉄道: 1社×900千円＝900千円 合計: 30,420千円 ④市内に事業所を有するバス、タクシー及び鉄道事業者	-	-	-	R6.1	R6.3	対象となる市内公共交通事業者への支援を実施する。 【内訳】 バス:159台、タクシー:420台、鉄道:1社	HP等	運輸交通・物流・観光事業者		R5補正 (地)
26	R5 補正	推奨事業	○	○	○	小学校給食管理運営事業 給食備品等管理業務(無償 化)	1. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴 う子育て世帯支援		3,570	3,570	3,570								①物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市立小学校に通う児童全員(22,173人)の給食費無償化対応に伴う事務費。 ③事務費 合計3,570千円 新便費・通知書発送 84円×22,666通 委託料:変更通知書作成・封入・封紙業務委託 54.8円×22,666通×1.1 システム変更 300,000円 ④小学校45校の児童全員の保護者	-	-	-	R6.1	R6.3	市立小学校に通う児童全員(22,173人)の給食費無償化及び弁当持参者支援の事務処理を行う。	HPにて公表済み	給食		R5補正 (地)

No	国の 予算 年度	枠	地方 単 独 事 業	エネルギー・食 料品価格等の影 響を受けた生活 者等に対して 事業の効果が 直接及び	臨時の措置で あることが分 かる事業名称 としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経 費に臨時 交付金を 充当して いない	推奨事業×ニュー	⑨を選択した 場合、より効 果があると考 える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1	B2		B3		B4	C その他 (一般財 源や補助 対象外経 費等)	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事 業者等 支援	個人を 対象と した給 付金等	基金	事業 始期	事業 終期	成果目標(可能な限り定 量的指標を設定)	実施状況の公 表等について (HP、広報紙 など)	備考1 (重点支援地 方交付金の追 加を踏まえた 各自治体の通 知の発出状況に 定着されている 対象分野)	備考2 (事業の終期が令和6年3月を超えるこ とが見込まれる場合、その事情)	自治体で の予算区 分	
													国のR5補正 予算分 (交付限度額 ①) (推奨事業× ニュー一分)	国のR5補正 予算分 (交付限度額 ②) (低所得世帯 支援枠分) 給付費	国のR5補 正予算分 (交付限度 額③) (低所得世 帯支援枠分) 事務費	国のR5予 備費 (交付限度 額④) (給付金・定 額減税一体 支援枠分) 給付費	国のR5予 備費 (交付限度 額⑤) (給付金・定 額減税一体 支援枠分) 事務費	国の R5予 備費 (交付 限度額 ⑥) (給付 支援 サービス分)													
													C																		
27	R5 補正	推奨事業	○	○	○	小学校給食管理運営事業 給食備品等管理業務(并当 持参考補助金)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		8,774	8,351	8,351						423	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) ①物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市立小学校に通う児童のうち、弁当を持参する者(620人)への給食費相当額の補助金交付。 ③補助金 合計8,774千円 1年生 261.04円×181回×100人×3/11=1,288,588円 2年生 261.04円×185回×100人×3/11=1,317,065円 3・4年生 281.04円×185回×210人×3/11=2,977,746円 5・6年生 301.04円×185回×210人×3/11=3,189,655円 <その他の財源として、県補助金423千円> ④小学校45校の児童(并当持参考)の保護者	-	○	-	R6.1	R6.3	市立小学校に通う児童のうち、弁当を持参する者(620人)への給食費相当額を支給する。	HPIにて公表済み	給食			R5補正 (地)
28	R5 補正	推奨事業	○	○	○	小学校児童給食費負担金の 減免(給食費無償化)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		230,000	230,000	230,000						0	①物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市立小学校に通う児童のうち、給食を喫食する者(21,553人)の給食費無償化対応に伴う事務費。 ③減免分 合計230,000千円 【第1子全額】 1年生 △261.04円×181回×1,996人×3/11=△25,720,223円 2年生 △261.04円×185回×1,983人×3/11=△26,117,407円 3・4年生 △281.04円×185回×4,599人×3/11=△65,212,649円 5・6年生 △301.04円×185回×4,609人×3/11=△70,005,346円 【第2子半額】 1年生 △261.04円×181回×1,228人×1/2×3/11=△7,911,932円 2年生 △261.04円×185回×1,191人×1/2×3/11=△7,843,124円 3・4年生 △281.04円×185回×1,743人×1/2×3/11=△12,357,648円 5・6年生 △301.04円×185回×1,953人×1/2×3/11=△14,831,898円 ④小学校45校の児童(給食喫食者)の保護者	-	-	-	R6.1	R6.3	市立小学校に通う児童(21,553人)の給食費無償化を実施する。	HPIにて公表済み	給食			R5補正 (地)
29	R5 補正	推奨事業	○	○	○	中学校給食管理運営事業 給食備品等管理業務(無償 化)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		1,835	1,835	1,835						0	①物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市立中学校に通う生徒全員(10,723人)の給食費無償化対応に伴う事務費。 ③事務費 合計1,835千円 郵便料:通知書発送 84円×11,334通 委託料:変更通知書作成・封入・封蔵業務委託 54.8円×11,334通×1.1 システム変更 200,000円 ④中学校の生徒全員(10,723人)の保護者	-	-	-	R6.1	R6.3	市立中学校に通う生徒全員 (10,723人)給食費無償化 及び并当持参考支援の事務 処理を円滑に行う。	HPIにて公表済み	給食			R5補正 (地)
30	R5 補正	推奨事業	○	○	○	中学校給食管理運営事業 給食備品等管理業務(并当 持参考補助金)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		20,330	19,974	19,974						356	①物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市立中学校に通う生徒のうち、弁当を持参する者(1,168人)への給食費相当額の補助金交付。 ③補助金 合計20,330千円 371.04円×172回×1,168人×3/11=20,330千円 <その他の財源として、県補助金356千円> ④中学校20校の生徒(并当持参考)の保護者	-	○	-	R6.1	R6.3	市立中学校に通う生徒のうち、弁当を持参する者(1,168人)への給食費相当額を支給する。	HPIにて公表済み	給食			R5補正 (地)
31	R5 補正	推奨事業	○	○	○	中学校給食費負担金の減免 (給食費無償化)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		130,382	130,382	130,382						0	①物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市立中学校に通う生徒のうち、給食を喫食する者(9,555人)の給食費無償化対応に伴う事務費。 ③減免分 合計130,382千円 △371.04円×172回×5,662人×3/11=△98,547,954円 【第2子半額】 △371.04円×172回×3,658人×1/2×3/11=△31,834,017円 ④中学校20校の生徒(給食喫食者)の保護者	-	-	-	R6.1	R6.3	市立中学校に通う生徒のうち、給食を喫食する者(9,555人)の給食費無償化を実施する。	HPIにて公表済み	給食			R5補正 (地)
32	R5 補正	推奨事業	○	○	○	私立幼稚園等給食費等支援 金(当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		26,985	26,985	26,985						0	①物価高騰対策として、幼稚園等に通う多子世帯の保護者負担軽減のため、給食費等支援金を支給する。 ②給食費相当額として第2子月額2,500円(半額相当)及び第3子以降月額5,000円(全額相当)の給食費等支援金。(R6.1～3月分) ③合計 26,985千円 ・扶助費 26,985千円 第2子分 2,500円×2,172人×3か月=16,290千円 第3子以降 5,000円×713人×3か月=10,695千円 ④幼稚園等利用世帯	-	○	-	R6.1	R6.3	周知徹底により、対象世帯の8割に支給する。	HP、広報紙、LINE、案内、チラシ等	給食			R5当初 (地)
33	R5 補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営事業 民間保育所運営支援業務 (給食費無償化:1-3月) (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		8,903	8,903	8,903						0	①物価高騰対策として、保育所の給食費を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費相当額として第2子月額2,500円及び第3子以降無償化5,000円を支援。(R6.1～3月分) ③合計 8,903千円 ・8,903千円 第2子分 5,000円×1/2×9,972人×3/12か月=6,233千円 第3子以降 5,000円×2,136人×3/12か月=2,670千円 ④市内民間保育所利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児込児童数…3,027人)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5当初 (地)
34	R5 補正	推奨事業	○	○	○	認定こども園運営事業 市外認定こども園施設型給 付費 (給食費無償化:1-3月) (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		105	105	105						0	①コロナ禍における物価高騰対策として、市外認定こども園の給食費を市が支給し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費相当額として第2子月額2,500円及び第3子以降無償化5,000円を支援。(R6.1～3月分) ③合計 105千円 ・105千円 <1号> 第2子分 5,000円×1/2×79人×3/12か月=50千円 第3子以降 5,000円×17人×3/12か月=21千円 <2号> 第2子分 5,000円×1/2×38人×3/12か月=24千円 第3子以降 5,000円×8人×3/12か月=10千円 ④市外認定こども園利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児込児童数…35人)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5当初 (地)
35	R5 補正	推奨事業	○	○	○	認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務 (給食費無償化:1-3月) (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		1,943	1,943	1,943						0	①コロナ禍における物価高騰対策として、市内認定こども園の給食費を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費相当額として第2子月額2,500円及び第3子以降無償化5,000円を支援。(R6.1～3月分) ③合計 1,943千円 ・1,943千円 <1号> 第2子分 5,000円×1/2×326人×3/12か月=204千円 第3子以降 5,000円×70人×3/12か月=87千円 <2号> 第2子分 5,000円×1/2×1,851人×3/12か月=1,157千円 第3子以降 5,000円×396人×3/12か月=495千円 ④市内認定こども園利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児込児童数…660人)	HP、広報紙・通知等	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5当初 (地)
36	R5 補正	推奨事業	○	○	○	こども発達センター利用者 給食費負担収入の減免 こども発達センター管理運 営事業 通園保育業務 (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		218	218	218						0	①コロナ禍における物価高騰対策として、こども発達センターの利用者の給食費負担額を減免し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②こども発達センター利用者の給食費の減免(第2子を半額、第3子以降は無償化)に係る費用 ③合計 218千円 通園児童の給食費 第2子を半額 ・福祉型 2,990円×対象児童数25人×1/2×3か月=113千円 ・医療型 920円×対象児童数0人×1/2×3か月=0千円 通園児童の給食費 第3子以降は無償化 ・福祉型 2,990円×対象児童数11人×3か月=99千円 ・医療型 920円×対象児童数2人×3か月=6千円 ④こども発達センター利用者	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童数…38人)	HP、保護者説明会等	給食			R5当初 (地)

No	国の 予算 年度	枠	地方 単 独 事業	エネルギー・食 料品価格等の影 響を受けた生活 者等に対して 事業の効果が 直接及び	臨時の措置で あることが分 かる事業名称 としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経 費に臨時 交付金を 充当して いない	推奨事業×ニュー	⑨を選択した 場合、より効 果があると思 える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1	B2	B3	B4	C その他 (一般財 源や補助 対象外経 費等)	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事 業者等 支援	個人を 対象と した給 付金等	基金	事業 始期	事業 終期	成果目標(可能な限り定 量的指標を設定)	実施状況の公 表等について (HP、広報紙 など)	備考1 (重点支援地 方交付金の追 加を踏まえた 各自治体の通知 の発出状況に 記載されている 対象分野)	備考2 (事業の終期が令和6年3月を超えるこ とが見込まれる場合、その事情)	自治体で の予算区 分		
													国のR5補正 予算分 (交付限度額 ①) (推奨事業× ニュー分)	国のR5補正 予算分 (交付限度額 ②) (低所得世帯 支援枠分) 給付費	国のR5補 正予算分 (交付限度 額③) (低所得世 帯支援枠分) 事務費	国のR5予 備費 (交付限度 額④) (給付金・定 額減税一体 支援枠分) 給付費													国のR5予 備費 (交付限度 額⑤) (給付金・定 額減税一体 支援枠分) 事務費	国のR5予 備費 (交付 限度額 ⑥) (給付 支援サ ービス 分)
37	R5 補正	推奨事業	○	○	○	市立保育所関係事業 保育業務保育所利用者給食 費負担金収入の減免 (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		5,205	5,205	5,205						①物価高騰対策として保育所の利用者給食費負担額を減免し、子育て世帯の負担を軽減する。(R6年1月～3月) ②保育所利用者給食費負担金 第2子半額および第3子以降無償化 ③合計 5,205千円 第2子半額 5,000円×1/2×486人×3か月=3,645千円 第3子以降無償化 5,000円×104人×3か月=1,560千円 ④公立保育所利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	成果目標については100% 達成を設定する(利用者給食 費負担金収入計5,205千円 全額減免)。	当市HP、広報紙 で周知予定	保育所・幼稚園・ 認定こども園等		R5当初 (地)	
38	R5 補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営委託事業 市外保育所 (給食費無償化:1-3月) (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		238	238	238						①コロナ禍における物価高騰対策として、市外保育所の給食費を市が支給し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費相当額として第2子半額2,500円及び第3子以降無償化5,000円を支援。 ③合計 238千円 第2子分 5,000円×1/2×267人×3/12か月=167千円 第3子以降 5,000円×57人×3/12か月=71千円 <2号> ④市外保育所利用世帯	-	-	-	R6.1	R6.3	対象世帯への支援を目的と して、市が左記金額を負担す る(対象児込児童数=81人)	HP、広報紙・通 知等	保育所・幼稚園・ 認定こども園等		R5当初 (地)	
39	R5 補正	推奨事業	○	○	○	待機児童解消緊急特例事業 待機児童解消緊急特例負担 軽減業務(給食費無償化) (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		510	510	510						①物価高騰対策として、認可外保育施設等にかかる給食費相当額を補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費相当額として、R6年1月～3月分の第2子半額(月額5,000円の半額)(無償化範囲の追加)及び第1子全額(月額5,000円)(新規)を支援。 ③合計 510千円 第2子分 5,000円×1/2×48人×3か月=360千円 第3子以降 5,000円×10人×3か月=150千円 <2号> ④認可外保育施設利用世帯	-	○	-	R6.1	R6.3	成果目標については100% 達成を設定する(対象児童 数…半額48人、全額10 人、計510,000円を補助す る)	当市HP、広報紙 で周知予定	保育所・幼稚園・ 認定こども園等		R5当初 (地)	
40	R5 補正	推奨事業	○	○	○	小学校給食費負担金の減免 (給食費無償化) (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		77,395	60,942	60,942					16,453	①コロナ禍における物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②第2子給食費半額及び第3子以降給食費全額無償化対応に伴う諸収入の減免分。(1月-3月) ③減免分 合計77,395千円 【第2子半額】 1年生 1,133人 26,003,194円×3/11 =△7,091,780円 2年生 1,181人 27,741,059円×3/11 =△7,565,743円 3年生 1,223人 30,968,006円×3/11 =△8,445,820円 4年生 1,264人 32,028,801円×3/11 =△8,735,128円 5年生 1,271人 34,487,852円×3/11 =△9,405,778円 6年生 1,158人 30,828,715円×3/11 =△8,407,831円 計△49,652,080円 ≒△49,652千円 【第3子以降全額】 1年生 327人 14,956,768円×3/11 =△4,079,119円 2年生 377人 17,813,338円×3/11 =△4,858,183円 3年生 352人 17,888,511円×3/11 =△4,878,685円 4年生 344人 17,438,771円×3/11 =△4,756,028円 5年生 306人 16,671,285円×3/11 =△4,546,714円 6年生 318人 16,959,291円×3/11 =△4,625,261円 計△27,743,990円 ≒△27,743千円 <その他の財源として、県補助金16,453千円> ④小学校45校の児童(給食喫食者)の保護者	-	-	-	R6.1	R6.3	市立小学校に通う児童のう ち、第2子給食費半額及び第 3子以降給食費全額無償化 を実施する。	HPIにて公表済 み	給食		R5当初 (地)	
41	R5 補正	推奨事業	○	○	○	小学校給食管理運営事業 給食備品等管理業務(食材料 費高騰分) (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		57,402	57,402	57,402					0	①コロナ禍における物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のため、食 材料費の値上がり分を市が負担する。 ②学校給食に係る食材料費値上がりに対応する上乗せ分の賄材料費(教職員は除く)1月-3月 (「(改定1食単価)×(給食費負担金(保護者負担分・据置)」) ③1年生 45円×636,292食×3/11 =7,809,038円 2年生 45円×670,710食×3/11 =8,231,441円 3年生 52円×677,579食×3/11 =9,609,302円 4年生 52円×670,798食×3/11 =9,513,135円 5年生 60円×687,590食×3/11 =11,251,473円 6年生 60円×671,477食×3/11 =10,987,805円 計57,402,195円≒57,402千円 ④小学校45校の児童(給食喫食者)の保護者	-	-	-	R6.1	R6.3	給食費値上げ分の補填を目 標とする。	HPIにて公表済 み	給食		R5当初 (地)	
42	R5 補正	推奨事業	○	○	○	中学校給食費負担金の減免 (給食費無償化) (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		35,832	29,753	29,753					6,079	①コロナ禍における物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②第2子給食費半額及び第3子以降給食費全額無償化対応に伴う諸収入の減免分。1月-3月。 ③減免分 合計35,832千円 【第2子半額】 3,249人 92,194,952円×3/11 =△25,144,078円 計△25,144,078円 ≒△ 25,144千円 【第3子以降全額】 678人 39,190,279円×3/11 =△10,688,257円 計△10,688,257円 ≒ △10,688千円 <その他の財源として、県補助金6,079千円> ④中学校20校の生徒(給食喫食者)の保護者	-	-	-	R6.1	R6.3	市立中学校に通う生徒のう ち、第2子給食費半額及び第 3子以降給食費全額無償化 を実施する。	HPIにて公表済 み	給食		R5当初 (地)	
43	R5 補正	推奨事業	○	○	○	中学校給食管理運営事業 給食備品等管理業務(食材料 費高騰分) (当初)	I. 物価高から国民生活を守 る	○	②エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に 伴う子育て世帯支援		22,294	22,294	22,294					0	①コロナ禍における物価高騰等総合緊急対策として、学校給食の保護者負担軽減のため、食 材料費の値上がり分を市が負担する。 ②学校給食に係る食材料費値上がりに対応する上乗せ分の賄材料費(教職員は除く)1月-3月 (「(改定1食単価)×(給食費負担金(保護者負担分・据置)」) ③51円×1,602,867食×3/11 =22,294,423円 計22,294,423円 ≒ 22,294千円 ④中学校20校の生徒(給食喫食者)の保護者	-	-	-	R6.1	R6.3	給食費値上げ分の補填を目 標とする。	HPIにて公表済 み	給食		R5当初 (地)	